

矢掛町告示第142号

事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び矢掛町財務規則（昭和40年矢掛町規則第5号）第95条の規定により告示する。

令和元年12月2日

矢掛町上水道

矢掛町長 山野通彦

記

1 入札対象工事・入札日時等

- (1) 工事名 生活基盤施設耐震化等交付金事業 東川面浄水場更新工事
- (2) 工事場所 小田郡矢掛町 東川面 地内
- (3) 工期 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 工事概要 別紙概要書のとおり
- (5) 入札場所 矢掛町役場 大会議室（3階）
- (6) 入札日時 令和元年12月26日（木）午後1時30分
- (7) 予定価格 1,052,810,000円（消費税及び地方消費税の額は含まない。）

2 施工方式

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式。

3 入札参加資格

(1) 共同企業体に関する資格要件

①結成方法

共同企業体の構成員は3者とし、任意かつ自主的に結成するものとする。

②出資比率

各構成員の出資比率は20%以上で、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

③結成に係る制限

共同企業体を結成した構成員は、本件工事において他の共同企業体の構成員となることができない。

④組合せ

構成員の組合せは、以下に掲げる代表構成員の資格要件を満たす者と、代表構成員の

資格要件を満たす者を除く構成員（第2構成員及び第3構成員）の資格要件を満たす者の組合せとする。

⑤参加資格の制限

本工事に係るコンサルタント業務に関与した者との間に資本面、人事面において関連がない者であること。

なお、本工事に係る設計業務等に関与したものは次のとおりである。

「東川面浄水場施設更新詳細設計業務委託」に関与した者
極東技工コンサルタント株式会社

(2) 代表構成員の資格要件

次の各号に定める条件を全て満たす者とする。

①近畿又は中国地方内に本社・本店又は入札契約等の委任を受けた営業所（支店等）を有していること。

②右表の各工種で経営事項審査における総合
評定値（今回の共同企業体の申請時点）が右
表の条件を満たすこと。

工 種 及 び 総 合 評 定 値	
水道施設	800点以上
機械器具設置	800点以上 又は
土木一式	1050点以上

③右表における工種について特定建設業の許可を受けていること。

④配置予定技術者として、対象工事に係る監理
技術者を配置できること。ただし、配置予定技術者は、入札日以前に3か月以上の継続的な雇用関係にある者とする。

⑤平成16年度以降に、水道施設、機械器具設置又は土木工事として発注された工事を元請け（請負金額5億円以上のものに限る。）として施工し、引き渡した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。（修繕として発注されたものは除く。）ただし、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。

⑥現に、矢掛町から指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 第2構成員の資格要件

次の各号に定める条件を全て満たす者とする。

①小田郡矢掛町内に本社・本店を有していること。

②右表の工種において令和元年度矢掛町入札参加
資格を有し、各工種で経営事項審査における総
合評定値（令和元年度入札参加資格申請時）が
各工種の右欄に定める値を全て満たすこと。

工 種	総合評定値
土木一式	800点以上
建築一式	710点以上

③右表における工種の全てについて特定建設業の許可を受けていること。

- ④配置予定技術者として、対象工事に係る監理技術者を配置できること。ただし、配置予定技術者は、入札日以前に3か月以上の継続的な雇用関係にある者とする。
- ⑤現に、矢掛町から指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 第3構成員の資格要件

次の各号に定める条件を全て満たす者とする。

- ①小田郡矢掛町内に本社・本店を有していること。
- ②右表の工種において令和元年度矢掛町入札参加資格を有し、各工種で経営事項審査における総合評定値（令和元年度入札参加資格申請時）が各工種の右欄に定める値を全て満たすこと。

工 種	総合評定値
土木一式	710点以上
水道施設	600点以上

- ③右表における工種の全てについて特定建設業の許可を受けていること。
- ④配置予定技術者として、対象工事に係る監理技術者を配置できること。ただし、配置予定技術者は、入札日以前に3か月以上の継続的な雇用関係にある者とする。
- ⑤現に、矢掛町から指名停止等の措置を受けていないこと。

4 特定建設工事共同企業体編成の申請手続き

(1)入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体の編成にあたり、予め次の申請書類を代表構成員が取りまとめ、持参により提出すること。

- ①提出先 矢掛町役場総務企画課財政管財係
- ②申請期間 告示の日から令和元年12月19日(木)までの
午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
※土・日曜及び祝日を除く
- ③提出書類 1 矢掛町建設工事共同企業体入札参加資格申請書
2 特定建設工事共同企業体協定書
3 委任状
※1～3は所定の様式による。

5 設計図書等について

(1) 設計図書及び4の特定建設工事共同企業体編成の申請手続きに関する提出書類様式等については入札参加希望者へCDによりデータ配付するので、矢掛町総務企画課財政管財係へ申出ること。

- (2) 申出期間 告示の日から令和元年12月19日(木)までの
午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
※土・日曜及び祝日を除く

6 質問及び回答

設計図書等の内容について質問がある場合は、質問書（様式は設計図書等のCDに同梱）を令和元年12月20日(金)の正午までを期限として、総務企画課財政管財係に提出（FAX）すること。

回答書は企業体編成申請のあった各代表構成員にFAXで返信する。

7 入札方法等

- (1) 入札書は、代表構成員（入札を代理人が行う場合は、代表構成員と代理人との連名）により作成し、共同企業体の名称及び代表構成員を表示すること。
- (2) 入札に際しては、代表構成員又はその代理人が出席し、必要な委任状は構成員の連名によって提出すること。
- (3) 入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするが、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書を、入札書に添付すること。
- (5) 入札回数は1回とし、同じ入札金額の場合はいくじ引きにより順位を決定する。
- (6) 入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届を財政管財係へ提出すること。

8 入札参加資格の喪失

入札参加の申請から入札までにおいて、次のいずれかに該当することになったときは、当該工事に係る入札参加資格を喪失する。

- (1) この公告に定める入札参加資格条件を満たさなくなったとき
- (2) 共同企業体の各構成員のいずれかが、本町から指名停止等を受けたとき

9 入札に関する無効事項

- (1) 告示で指定した方法以外の方法で入札書等を提出した場合
- (2) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明である場合
- (3) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正行為があった場合
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者が入札をした場合
- (5) その他入札条件に違反してなされた入札

1 0 入札の失格に関する事項

- (1) 入札辞退届を提出しないまま、指定の入札日時に入札書の提出を行わなかった場合
- (2) 入札書に記載された入札金額と異なる内容の工事費内訳書を提出（添付）した場合
- (3) 工事費内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある工事費内訳書を提出（添付）した場合
- (4) 入札後落札者を決定するまでの間に、共同企業体の各構成員のいずれかが本町から指名停止等を受けた場合
- (5) その他入札条件に違反してなされた入札

1 1 入札参加資格の確認及び落札者の決定

- (1) 入札参加資格の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとする。
- (2) 資格確認申請書等は、予定価格以下で応札した者を対象とし、最も入札価格の低い者から求めるものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請は、下記提出書類を代表構成員が取りまとめ、持参により提出すること。

申請先 矢掛町役場総務企画課財政管財係

提出期間 提出を求められた日の翌日（土・日曜及び祝日を除く）の午前8時30分～午後5時まで（正午～午後1時を除く）

提出書類 1 事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認申請書
2 各構成員の配置予定技術者調書、配置予定技術者の資格者証及び健康保険証の写し
3 代表構成員の資格要件に定める施工実績に係る調書（当該工事に係るCORINS（竣工時の工事カルテ）の写しを添付すること。）

4 矢掛町入札参加資格審査申請に関する提出書類一式（別紙のとおり）ただし、令和元年度において既に申請済の場合は不要

- (4) 入札参加資格の審査は、入札参加資格を満たしている者1者が確認できるまで行い、資格を有している場合は、落札決定を行う。
- (5) 落札者を決定したときは、入札参加した共同企業体の代表構成員へ速やかに通知する。
- (6) 入札参加資格を有していないことを確認したときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書により通知する。不適格通知を受けた者は、その理由について町長に対し書面で問い合わせることができる。

1.2 入札保証金

免除

1.3 低入札価格調査制度

この入札は、矢掛町建設工事低入札価格調査制度実施規程に基づく調査基準価格を設定している。調査基準価格を下回った入札者（低価格入札者）がいる場合は落札決定を保留し、調査を行う。また、その際には最低価格入札者であっても落札者とならない場合がある。

1.4 高落札率入札調査制度

この入札は、高落札率入札調査制度の対象である。最低入札額が予定価格の95%以上となった場合、落札決定を保留する。

1.5 契約保証金

次の各号のいずれかの保証（請負代金額の100分の10以上）を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（利付国債）の提供
- (3) 指定金融機関等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証契約の締結
- (5) 履行保証保険金契約の締結

1.6 支払条件

前金払（各年度事業予定額の10分の4以内）、部分払

1.7 その他

- (1) 応札者が一者のみでも入札は成立するものとする。
- (2) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止又は無効とすることがある。

1.8 この告示に関する問い合わせ

矢掛町総務企画課財政管財係 電話 0866-82-1010

FAX 0866-82-1454

矢掛町入札参加資格審査申請書提出書類

	提出書類	法人		個人		備考	複写
		業者 チェック欄	役場 チェック欄	業者 チェック欄	役場 チェック欄		
	受付表	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		受付表（独自の様式可・受付印の押せるもの） 受付票はファイルに綴じずに提出してください。	
	業者登録カード	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		業者登録カード（矢掛町独自様式） 入力票になるのでファイルに綴じずに提出してください。	可
1	入札参加資格審査申請書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		様式1（矢掛町独自様式）	不可
2	建設業許可証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			可
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		有効期限内の新しいものを提出してください。 別で、写しを1枚ファイルに綴じずに提出してください。	可
4	営業の沿革	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		創業から現在まで	可
5	技術職員名簿	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		直近（申請時）のもの。経審と一致する必要はない。	可
6	工事経歴書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		様式2（直近の過去2年間分。）	可
7	営業所一覧表	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		様式3（全ての支店・営業所等を記入。）	可
8	商業登記簿謄本（法人企業）又は住民票（個人企業）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		法人企業の方は法務局の証明書で、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれでも可能です。個人企業の方は「住民票」です。	可
9	使用印鑑届	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		様式4	不可
10	委任状	<input type="checkbox"/>				様式5（入札および契約締結の権限を委任する場合のみ必要。）	不可
11	代表者身分証明書			<input type="checkbox"/>		本籍地の市町村の証明書	可
12	受任者身分証明書			<input type="checkbox"/>		本籍地の市町村の証明書	可
13	印鑑証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		法人は法務局、個人は市町村の証明書 コピー、FAX等で縮尺が変わっているものは受付不可	可
14	完納証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		所轄の税務署が証明（法人税、消費税及び地方消費税、所得税等）	可
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		契約締結先の所在地の都道府県が発行したもの	可
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		契約締結先の所在地の市町村が発行したもの	可
			<input type="checkbox"/>			法人代表者が矢掛町に住居登録がある場合のみ必要	可
15	財務諸表	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		1 法人－貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類 2 個人－所得税の確定申告書（控）と青色申告の人は青色申告決算書、白色申告の人は収支内訳書	可
16	ISO認証取得証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			可
17	主要取引金融機関一覧表	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			可
18	建設業退職共済組合加入証明書又は未加入理由書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		建設業退職共済組合、中小企業退職金共済加入証明書、商工会議所特定退職金共済加入証明書、商工会特定退職金共済加入証明書 ※該当が無い場合は代表者押印の未加入理由書を添付のこと（任意様式・複写不可）	（可）
19	インターネット環境整備状況調	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		インターネット環境整備状況調（矢掛町独自様式）	可
20	矢掛町暴力団排除条例に係る誓約書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		矢掛町暴力団排除条例に係る誓約書（矢掛町独自様式） 本社代表者の記名、押印をしてください。	不可
		<input type="checkbox"/> : 必ず提出	<input type="checkbox"/> : 必要に応じて提出	矢掛町 使用欄			
<p>※この表を申請書の最初に綴じ、必ずチェックをして提出してください。</p> <p>※証明書関係については、申請直前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。</p> <p>※一部でも不足・不備な書類があった場合、受付はできません。提出の際は、十分必要書類・記載内容を御確認ください。</p> <p>※左端の番号を記入したインデックス（見出し）を右端に付し、番号順に綴じること。</p> <p>※複写を可としている書類については、受付時に判別ができないと判断された場合、受付できません。</p> <p>※様式については、町ホームページ中の様式又は国土交通省統一様式等（内容が同じであれば他の官公庁申請様式も可）を使用してもかまいません。ただし矢掛町独自様式については、他の様式は使用不可。</p>							

東川面浄水場更新工事概要

本工事「東川面浄水場更新工事」は、本町で最も規模が大きく、町内の大半の浄水を供給している当該浄水場の老朽改善を契機に、耐震化並びに上水水質の安全強化を目的とした浄水場の全面改築更新事業の一環工事である。

既設浄水場に隣接した用地を確保し、新たな用地へ新東川面浄水場を建設するものであり、今後の水需要に合わせ、既設能力 $Q=5,200 \text{ m}^3/\text{日}$ から改築能力 $Q=4,200 \text{ m}^3/\text{日}$ にダウンサイジングを図るものであると同時に、耐塩素性病原微生物対策として既設浄水方式である急速ろ過方式に紫外線処理を加え、水質安全の一層の強化を図るものとする。

工事の概要を下表 1 に、対象施設を表 2 に示す。

表 1 工事の概要

浄水場名	東川面浄水場
所在地	矢掛町東川面 8 5 3 - 1
敷地面積	1, 9 2 0 m ²
用途地域	準工業地域 建ぺい率 6 0 % 容積率 1 7 0 %
前面道路	幅員 4. 2 5 m (町道高通川手線)
供用開始年	昭和 4 8 年
水源種別	浅層地下水 (浅井戸)
施設能力	$Q = 4, 2 0 0 \text{ m}^3/\text{日}$
浄水処理方式	急速ろ過 (直接ろ過) + 紫外線処理

表2 対象施設

対象施設	整備内容
混和槽・ろ過ポンプ井	工種：土木構造物（RC造）、基礎形式：杭基礎 着水井 V=18.0m ³ 、第1混和槽 V=12.0m ³ 、第2混和槽 V=12.0m ³ ろ過ポンプ井 V=73.4m ³ 、排水槽 V=78.0m ³ ×2槽 上部ろ過機基礎版
管理本館	工種：建築構造物（RC造）、基礎形式：杭基礎 地上2階建、延床 A=336.0m ² 居室構成（1F：薬品室、UV室、玄関ホールその他、送水ポンプ室、 2F：会議室、倉庫、受電・監視室）
浄水池	工種：土木構造物（SUS製）、基礎形式：杭基礎 基礎（RC造）、容量 V=200.0m ³ （≒B5.0m×L8.0m×H2.5m×2槽）
機械設備	工種：機械 混和槽設備（攪拌機）、ろ過ポンプ設備、急速ろ過設備、紫外線照射装置、送水ポンプ設備、薬品注入設備、排水ポンプ設備1式
電気計装設備	工種：電気計装 受配電施設（高圧受電）、各種動力制御設備、計装設備、中央監視操作施設、屋内屋外配線工事1式、既設一部改造
場内配管	導水管 DIP-GX φ250mm、ろ過水管 DIP-GX φ250mm、処理水管及び送水管 DIP-GX φ250mm、配水管 DIP-GX φ100mm
場内整備	場内造成仕上げ1式 場内舗装および門、柵、塀1式

予定工期

契約締結日から令和5年3月まで

- ・ 契約締結日～令和2年7月
混和槽・ポンプ井・急速ろ過機基礎、浄水池
- ・ 令和2年7月～令和3年3月
管理本館建設
- ・ 令和2年8月～令和4年3月
混和槽、薬品注入設備、急速ろ過機、紫外線処理設備、送水ポンプ設備
- ・ 令和3年4月～令和4年3月
場内配管、高圧受電施設、ろ過設備制御
- ・ 令和4年4月～令和5年3月
敷地造成仕上げ、場内舗装ほか外構